

第 5 5 号議案

足立区行政手続条例及び足立区行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区行政手続条例及び足立区行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(足立区行政手続条例の一部改正)

第 1 条 足立区行政手続条例（平成 7 年足立区条例第 2 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 5 条第 6 項」を「第 5 5 条第 9 項」に改め、
同条第 7 号中「一定の事項をする行為」を「一定の事項の通知をする
行為」に改める。

(足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一
部改正)

第 2 条 足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条
例（平成 1 6 年足立区条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 5 条第 6 項」を「第 5 5 条第 9 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴い、規定を整
備する必要があるので、この条例案を提出いたします。